

○東京藝術大学職員給与規則

	〔平成16年4月1日〕 制 定	
改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成17年12月15日	平成18年3月31日
	平成19年3月28日	平成20年1月29日
	平成20年3月27日	平成20年10月17日
	平成20年12月22日	平成21年3月30日
	平成21年6月25日	平成21年12月1日
	平成22年3月30日	平成22年12月1日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年3月30日	平成24年6月29日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成26年3月27日	平成26年9月18日
	平成26年10月24日	平成26年11月20日
	平成27年3月19日	平成27年5月14日
	平成28年3月3日	平成28年3月24日
	平成28年10月27日	平成29年3月2日
	平成29年3月23日	平成30年3月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1)俸給 (2)諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から末日まで	その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
期末手当 勤勉手当 特別顕彰手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たる場合は、前々日、土曜日に当たる場合は、前日）
通勤手当		支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があ

ったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表(別表第1)

- イ 一般職俸給表（一）
- ロ 一般職俸給表（二）
- （2）教育職俸給表（別表第2）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
- （3）医療職俸給表（別表第3）
- （4）指定職俸給表（別表第4）
（短時間勤務制職員の給与）

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員（以下「短時間勤務制職員」という。）の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。）、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第17条 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。
 - (1) 勤務成績が特に良好である職員
 - イ 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - ロ イに掲げる職員以外の職員 B
 - (2) 勤務成績が良好である職員 C
 - (3) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - (4) 勤務成績が良好でない職員 E
- 3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員は、60歳（用務員にあつては、63歳）に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
（昇給日）

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

（特別の場合の昇給）

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

- (1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

第3章 給与の特例

（休職者の給与）

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期

間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京藝術大学安全衛生管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 諸手当

（大学院調整額）

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

勤務箇所	職 員	調整数
大学院研究科	(1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生（博士後期課程の学生に限る。）に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	3
	(2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者 ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者	2
	(3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者	

3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸7,645円、2号俸7,740円、3号俸7,830円、4号俸7,920円、5号俸8,010円、6号俸8,122円、7号俸8,235円、8号俸8,347円、9号俸8,464円、10号俸8,590円、11号俸8,712円、12号俸8,833円、13号俸8,950円
2級	10,500円。ただし、1号俸9,580円、2号俸9,684円、3号俸9,783円、4号俸9,882円、5号俸9,976円、6号俸10,075円、7号俸10,174円、8号俸10,269円、9号俸10,372円、10号俸10,480円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

- 4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。
- (1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合
 - (2) 外国出張、病気休暇及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた場合
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。
- （管理職手当）

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額を、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。ただし、前項に規定する職員が次の表に掲げる職名に二以上該当する場合は、適用区分に応じた支給額のうち、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。

適用区分	支給額	職名
I種	130,000円	美術学部長、音楽学部長
II種	100,000円	事務局長
III種	80,000円	副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命
IV種	60,000円	大学美術館長、演奏芸術センター長、社会連携センター長、国際芸術創造研究科長、 藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長、学長特別補佐
	50,000円	総務課長、戦略企画課長、 国際企画課長、社会連携課長、学生課長、 施設課長、美術学部事務長、音楽学部事務長、 映像研究科事務長
V種	40,000円	言語・音声トレーニングセンター長、 芸術情報センター長、副学部長、大学美術館副館長、 附属音楽高等学校副校長、附属図書館事務長、 大学美術館事務長、千住校地事務センター事務長

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（初任給調整手当）

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有するものに限る。）には、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた人事院規則9-34（初任給調整手当）別表に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業

の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する人事院規則9-34（初任給調整手当）別表の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これら職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当その他の法人等において支給するこれに相当するものと認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）に対して支給する。ただし、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	

第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	
----------------------------	--

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	取手市	100分の17
東京都	特別区	100分の17
神奈川県	横浜市	100分の17
奈良県	奈良市	100分の10

2 地域手当の月額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であつた者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円を11,000円に加算した額
第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

（通勤手当）

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しな

ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあっては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、

当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京藝術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて人事院規則9-89（単身赴任手当）で定める額を加算した額）とする。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 教務主任

(2) 生徒指導主事

(3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（主幹教諭手当）

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額額は、8,000円とする。

（超過勤務手当）

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項

に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100)を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125)を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

- 2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替(同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日の勤務を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。)に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(夜勤手当)

第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給す

る。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
指定職俸給表適用職員		18,000円（27,000円）
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円（18,000円）
	II種適用職員	10,000円（15,000円）
	III種適用職員	8,000円（12,000円）
	IV種適用職員	6,000円（9,000円）
	V種適用職員	4,000円（6,000円）

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事院規則9-9-3（管理職員特別勤務手当）で定める額

- 4 学長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。
（期末手当）

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定管理職員」という。）及び次の表（3）に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における

その者の在職期間の区分に応じて、次の表（４）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	８級以上	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
一般職俸給表（二）	５級	１００分の１０
	４級・３級（別に定める職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（一）	６級	１００分の２０
	５級	１００分の１５（別に定める職員にあつては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（職務の級４級の職員のうち別に定める職員にあつては１００分の１５）
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（二）	４級	１００分の１５
	３級	１００分の１０
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあつては１００分の１０）
医療職俸給表	６級以上	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級・２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５
指定職俸給表		１００分の２０を超えない範囲で学長が定める割合

表（２）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	Ⅰ種	７級以上	１００分の２５
	Ⅱ種		１００分の１５
教育職俸給表（一）	Ⅰ種	５級以上	１００分の２５
	Ⅱ種		１００分の１５
医療職俸給表	Ⅱ種	６級以上	１００分の１５

表（３）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表（一）	Ⅲ種	５級・６級	１００分の１０

指定職俸給表		100分の25
--------	--	---------

表（4）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号又は同条第3号から第9号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第14条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第2号及び同条第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件

に関し禁錮以上の刑に処せられた者

- 5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の87.5）、12月に支給する場合には100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月 以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月 以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月 以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月 以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月 以上1月15日未満	100分の15
15日 以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項、同条第6項及び同条第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特別顕彰手当）

第37条の2 特別顕彰手当は、特に顕著な功績をあげ、本学に多大な貢献があった場合に、学長が別に定めるところにより支給することができる。

（義務教育等教員特別手当）

第38条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

（教職調整額）

第39条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第40条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表の切替)

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

(俸給の決定)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第2項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の3第2項第1号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第1項に規定する支給割合が100分の3の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第3項に規定する異動があったものとみなす。

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を3年間から減じた残期間について、同法第11条の3に規定する支給割合による調整手当を支給する。

(大学院調整額の経過措置)

- 7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手

当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。
 - (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
(昇給に関する経過措置)
- 5 削除
(大学院調整額に関する経過措置)
- 6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大学院調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ホ 再任用職員異動をした場合

(4) 施行日以後に、東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平成20年4月1日から施行する。

(俸給表等の改正に伴う特例措置)

2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則（第26条の2を除く。）が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。） 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで

教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から52号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
医療職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から40号俸まで
	3 級	1 号俸から16号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。

以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつて

は、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。)

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第20条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあつて

は、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- (1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59
 - (2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83
- 8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。
- (1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者
 - (4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者
- 9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附

則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年4月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.1

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に平成17年改正規則附則第2項から第4項まで、平成21年改正規則附則第2項及び第4項、平成22年改正規則附則第7項及び第9項並びに前項及び次項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項、平成21年改正規則附則第4項の規定並びに平成22年改正規則附則第9項にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この項から第7項までにおいて「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第13項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

6 平成25年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除

く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

7 平成26年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（給与の特例）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、東京芸術大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号。以下「平成24年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成24年改正規則附則第2項及び第4項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表	2級以下	100分の4.77

	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 職員給与規則第20条第1項から第7項まで又は第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 職員給与規則第20条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 職員給与規則第20条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規則第20条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項 第2項並びに第1号及び第2号に定める額に、同条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規則第36条第5項前段 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、職員給与規則第20条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規則第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第1号から第4号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第2項第2号に定める額に相当する額を

減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ハ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号ホ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

- 7 前6項に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給の改正に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、別に定める職員は除くものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（55歳以上減額支給措置の終了）
- 5 平成22年改正規則附則第2項の適用は、平成30年3月31日までの間とする。
- 6 平成22年改正規則附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 第2項から第5項までに定めるもののほか、この規則の改正に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規程が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第7号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額

に、100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成22年改正規則附則第2項に適用を受ける職員に対する、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、改正後の給与規則の規定（平成27年改正規則附則第2項から第4項の規定を含む。以下同じ。）より支給されるべき額が改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の総額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書は適用しない。

附 則

- この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

イ 一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	

39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600	526, 000
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200	526, 600
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700	527, 100
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200	
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600	
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900	
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200	
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600		
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000		
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700		
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200		
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600		
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000		
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400		
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800		
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200		
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600		
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900		
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200		
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600		
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900		
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200		
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500		
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700			
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000			
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300			
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600			
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900			
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200			
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500			
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700			
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000			
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300			
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600			
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800			
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100			
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400			
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600			
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800			
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100			
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400			
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600			

81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				

124	303,500								
125	303,800								

- 備考
- 1 この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。
 - 2 2級1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった者で別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200

41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	

83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	
114	232,700	265,900	302,800	
115	233,200	266,100	303,100	
116	233,700	266,300	303,300	
117	234,000	266,600	303,500	
118	234,400	266,900	303,800	
119	234,800	267,200	304,100	
120	235,200	267,500	304,300	
121	235,600	267,600	304,500	
122		267,900	304,800	
123		268,200	305,100	
124		268,500	305,300	

125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9	188,100	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10	190,900	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11	193,600	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12	196,300	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	213,900	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	215,800	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	217,700	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	219,600	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	221,600	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	223,700	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	225,800	278,200	335,800	386,300	463,600	
28	227,900	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500	
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400	
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500	
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800	
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000	
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100	
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100	

39	248,900	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,600	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,300	313,200	372,900	414,900	500,300
46	259,800	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,400	315,200	376,200	417,900	503,900
48	262,800	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,300	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,100	318,400	381,100	422,200	509,200
51	265,800	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,700	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,500	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100
55	269,300	323,400	388,600	427,400	517,800
56	270,100	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,200	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,100	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,000	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,000	333,500	402,500	436,700	529,600
66	279,900	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,000	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,100	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,200	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,300	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,400	343,600	412,500	447,300	537,800
77	291,000	344,600	413,200	448,100	538,300
78	292,000	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,900	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,800	347,400	414,500	449,900	540,100

81	294,700	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,600	349,400	415,200	451,400	
83	296,500	350,400	415,500	451,700	
84	297,400	351,400	415,900	452,300	
85	297,700	352,000	416,200	452,700	
86	298,500	352,600	416,600	453,100	
87	299,300	353,200	417,000	453,500	
88	300,200	353,800	417,400	453,800	
89	301,100	354,400	417,700	454,100	
90	301,700	354,800	418,100	454,400	
91	302,400	355,200	418,500	454,900	
92	303,000	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,300	356,600	419,500	455,800	
95	305,000	357,100	419,800	456,100	
96	305,700	357,600	420,100	456,400	
97	305,900	358,200	420,400	456,700	
98	306,400	358,700	420,800	457,200	
99	306,900	359,100	421,100	457,500	
100	307,400	359,600	421,400	457,800	
101	307,700	360,000	421,700	458,100	
102	308,100	360,500	422,100		
103	308,400	360,800	422,400		
104	309,000	361,300	422,700		
105	309,400	361,800	423,000		
106	309,800	362,200	423,400		
107	310,100	362,700	423,700		
108	310,500	363,200	424,000		
109	310,700	363,600	424,300		
110	311,100	364,100	424,600		
111	311,500	364,600	424,900		
112	311,900	365,000	425,200		
113	312,200	365,400	425,500		
114	312,600	365,800	425,800		
115	312,900	366,300	426,100		
116	313,200	366,700	426,400		
117	313,500	367,100	426,600		
118	313,900	367,500			
119	314,300	368,000			
120	314,700	368,400			
121	314,900	368,700			
122	315,100	369,100			
123	315,400	369,600			

124	315,700	369,900				
125	316,000	370,300				
126	316,200	370,800				
127	316,500	371,300				
128	316,900	371,700				
129	317,200	372,100				
130	317,500	372,600				
131	317,900	373,100				
132	318,100	373,600				
133	318,300	374,100				
134	318,600	374,600				
135	318,900	375,100				
136	319,100	375,600				
137	319,400	376,100				
138	319,600	376,600				
139	319,900	377,100				
140	320,200	377,600				
141	320,500	378,100				
142	320,900					
143	321,300					
144	321,700					
145	321,900					
146	322,300					
147	322,600					
148	323,000					
149	323,200					
150	323,600					
151	323,900					
152	324,300					
153	324,500					
154	324,900					
155	325,300					
156	325,700					
157	325,900					

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手の業務に従事する職員に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	156,300	200,600	329,300	416,200
2	157,800	202,300	331,500	418,200
3	159,300	204,000	333,800	420,200
4	160,800	205,700	335,900	422,000
5	162,500	207,500	338,200	423,500
6	164,400	209,300	340,400	425,200
7	166,200	211,100	342,700	427,100
8	168,000	212,800	345,000	429,000
9	169,800	214,400	346,800	430,500
10	171,900	216,300	348,900	432,400
11	173,900	218,200	351,000	434,300
12	175,900	220,100	353,100	436,100
13	177,900	221,800	355,100	437,800
14	180,200	223,800	357,200	439,600
15	182,500	225,800	359,300	441,300
16	184,800	227,800	361,400	443,100
17	186,900	229,600	363,200	444,900
18	189,500	232,400	365,100	446,800
19	192,000	235,200	366,900	448,700
20	194,500	238,000	368,900	450,600
21	196,900	240,400	370,200	452,200
22	198,600	243,200	372,100	453,900
23	200,300	245,800	374,000	455,800
24	202,000	248,500	375,900	457,500
25	203,500	251,000	377,300	459,200
26	205,200	253,500	379,100	460,800
27	206,900	256,000	380,900	462,400
28	208,500	258,300	382,800	463,900
29	210,100	260,900	384,700	465,300
30	211,800	263,300	386,600	466,600
31	213,500	265,500	388,500	467,900
32	215,200	267,700	390,500	469,200
33	216,800	269,700	392,400	470,300
34	218,600	272,000	394,000	471,000
35	220,400	274,300	395,500	471,700
36	222,200	276,400	397,200	472,400
37	223,800	278,600	398,600	473,000
38	225,600	280,600	400,100	
39	227,400	282,500	401,500	
40	229,200	284,500	402,800	

41	230,800	286,400	404,200
42	232,500	288,800	405,600
43	234,100	291,100	407,000
44	235,700	293,600	408,500
45	237,200	295,700	409,900
46	238,600	298,200	411,400
47	239,900	300,500	412,900
48	241,100	303,200	414,500
49	242,700	305,700	416,000
50	244,200	308,100	417,700
51	245,400	310,600	419,400
52	246,900	312,900	421,000
53	248,100	315,100	422,400
54	249,300	317,300	424,000
55	250,700	319,400	425,600
56	251,800	321,600	427,200
57	253,000	323,600	428,800
58	254,100	325,700	430,300
59	255,200	327,800	431,500
60	256,400	329,800	432,700
61	257,800	331,800	433,800
62	259,100	333,900	435,200
63	260,500	336,100	436,700
64	261,600	338,300	438,000
65	262,900	340,100	439,000
66	264,400	342,300	440,300
67	265,900	344,300	441,500
68	267,600	346,500	442,700
69	269,100	348,300	443,700
70	270,400	350,200	444,900
71	271,700	352,300	446,100
72	273,000	354,300	447,300
73	274,300	356,000	448,500
74	275,700	357,900	449,000
75	277,100	359,700	449,400
76	278,300	361,600	449,800
77	279,600	363,500	450,500
78	280,900	365,200	
79	282,200	366,900	
80	283,500	368,500	
81	284,400	369,900	
82	285,700	371,500	

83	287,000	373,100		
84	288,300	374,600		
85	289,100	375,700		
86	290,300	377,100		
87	291,300	378,500		
88	292,500	379,800		
89	293,500	381,000		
90	294,600	382,300		
91	295,800	383,500		
92	297,000	384,800		
93	297,700	385,800		
94	298,600	387,100		
95	299,600	388,500		
96	300,700	389,800		
97	301,900	391,100		
98	303,000	392,100		
99	304,000	393,200		
100	305,100	394,200		
101	306,000	394,900		
102	307,100	395,900		
103	308,200	397,000		
104	309,200	398,100		
105	309,800	399,100		
106	310,600	399,900		
107	311,400	400,700		
108	312,100	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,300	403,200		
111	313,800	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,700		
114	315,500	406,400		
115	316,100	407,100		
116	316,700	407,800		
117	317,100	408,200		
118	317,600	408,800		
119	318,000	409,300		
120	318,500	409,800		
121	318,800	410,100		
122	319,400	410,400		
123	320,000	410,700		
124	320,600	410,900		

125	321,000	411,100		
126	321,300	411,400		
127	321,600	411,700		
128	321,800	411,900		
129	322,000	412,100		
130	322,300	412,400		
131	322,600	412,700		
132	322,900	412,900		
133	323,000	413,100		
134	323,200	413,400		
135	323,500	413,700		
136	323,900	413,900		
137	324,100	414,100		
138	324,300	414,400		
139	324,600	414,700		
140	324,900	414,900		
141	325,100	415,100		
142	325,300	415,400		
143	325,600	415,700		
144	325,800	415,900		
145	326,100	416,100		
146	326,300			
147	326,500			
148	326,700			
149	327,000			
150	327,200			
151	327,500			
152	327,800			
153	328,100			

- 備考 1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭の業務に従事する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で副校長の職務にあるものの俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200

41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		

83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			
110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				

125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						

168	309,800						
169	310,200						

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

号俸	俸給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第6（第38条関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	

49	8,300	11,300	17,400
50	8,300	11,300	17,400
51	8,300	11,300	17,400
52	8,300	11,300	17,400
53	8,600	12,100	17,700
54	8,600	12,100	17,700
55	8,600	12,100	17,700
56	8,600	12,100	17,700
57	8,800	12,500	18,000
58	8,800	12,500	18,000
59	8,800	12,500	18,000
60	8,800	12,500	18,000
61	9,100	12,900	18,300
62	9,100	12,900	18,300
63	9,100	12,900	18,300
64	9,100	12,900	18,300
65	9,400	13,300	18,500
66	9,400	13,300	18,500
67	9,400	13,300	18,500
68	9,400	13,300	18,500
69	9,700	13,700	18,700
70	9,700	13,700	18,700
71	9,700	13,700	18,700
72	9,700	13,700	18,700
73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	
85	10,600	15,000	
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	
99	11,200	16,000	
100	11,200	16,000	
101	11,400	16,300	

102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500	17,600		
139	12,500	17,600		
140	12,500	17,600		
141	12,600	17,600		
142	12,600	17,600		
143	12,600	17,600		
144	12,600	17,600		
145	12,800	17,600		
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

別表第7（第17条関係）

昇給区分		A	B	C	D	E
平成28年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	1以上	0	0	0	0

- 備考1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものを特定職員とする。
- 2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第7の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。